

平成 19 年 2 月 16 日

日本公認会計士協会 御中

企業の資金調達の円滑化に関する協議会
日本資本市場協議会

「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱」の改正について（公開草案）
に関するコメント

平成 19 年 1 月 22 日に公表された、「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱」の改正について（公開草案）に関しまして、下記の通りコメントさせていただきますので、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

「監査人から事務幹事証券会社への書簡」要綱

書簡の記載内容

意見

書簡作成に係る一連の諸手続については、これまでも、発行会社の信用力（格付）起債頻度等により、各社相当な温度差があると承知している。発行会社としては、今後とも開示や内部統制の充実に注力していく所存であり、この前提にたてば、機動的な起債運営に支障が出ないよう、今後とも必要最低限の手続となるよう希望する。この点、「適宜、一部省略又は追加することができる」等の規定は、柔軟性があり、必要な文言と考えている。

「監査人から事務幹事証券会社への書簡」作成業務契約書

第 2 条（本業務及び本調査手続） 4 .

意見

「受託者が実施する手続は監査の業務ではなく、また、保証業務には該当せず、いかなる保証を表明するものではない」とされているが、保証をしないこととする理由について見解を求めたい。

また、どのような場合に保証をすることとなるのかご教示願いたい。

第6条（契約当事者の責任）

意見

本条項において、発行会社、受託者の責任が規定されているが、事務幹事証券会社の責任に対する規定が一切ない。このため、事務幹事証券会社についても、契約当事者として、例えば、「発行会社、事務幹事証券会社及び受託者の間で合意された調査手続において、調査手続並びに調査事項の範囲及び方法が適正かつ十分なものであったかどうかについての確認責任は事務幹事証券会社にある」等の規定を設けるべきと考える。

第9条（報酬及び経費）

意見

発行会社、証券会社及び監査法人は、社債発行時に提出する書類において、虚偽記載、記載漏れ等があった場合、それにより損害を被った投資家に対し賠償責任を負う（証券取引法第21条）こととなっている。ただし、各々の立場から、投資家保護のため、虚偽記載、記載漏れ等を知らず、かつ、「相当な注意」を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明できた場合には、賠償責任を負わない旨も同時に規定されており、「相当な注意」を用いた証として、証券会社の依頼に基づく「監査人から事務幹事証券会社への書簡（以下、コンフォートレター）」の作成が実務慣行となっている。この点、従来においても、コンフォートレターの利用者として証券会社が含まれており、監査法人の役務に対する報酬の一部を支払うべき立場にあったと考えられる。

本公開草案における要綱「業務契約書」では、新たに委託者として発行会社と事務幹事証券会社が規定されており、証券会社がコンフォートレターの受益者であることがより明確となっている。また、本公開草案における作成業務契約書「第5条（利用目的及び利用制限）1.」において、「コンフォートレターは事務幹事証券会社がその引受責任の一つとして実施する調査又は審査の資料として利用されることのみを目的とするもの」とされている。さらに、社債募集時の引受契約においても、引受並びに募集の取扱いに要する費用については証券会社負担である旨規定されている。

このため、監査法人の役務に対する報酬及び経費の負担については、当事者間の協議において支払いに同意する者が負担すべきであり、作成業務契約書において、当該報酬及び経費を発行会社が負担すると定める項については削除を求めたい。

第10条（損害の賠償）

意見

受託者の発行会社及び事務幹事証券会社に対する賠償責任限度額について、本作成業務契約書に定める必要並びに理由について見解を求めたい。

また、賠償責任限度額が受託者に支払われる報酬額に限定される理由について見解を求めたい。

以 上

送付元：企業の資金調達の円滑化に関する協議会
日 本 資 本 市 場 協 議 会
住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目5番16号 晩翠ビル5階
(財)企業活力研究所内
TEL：03-3503-7671（事務局：出口） FAX：03-3502-3740
E-Mail：cfta@bpf-f.or.jp